

# キラ 輝っと さきベ

崎辺地区自治協議会だより

No.38 発行日：R2. 6.22



新型コロナウイルス感染症の影響で活動を控えていた5ヶ町の役員体制が整ってきました。このことを受け、崎辺地区自治協の活動もやっと始まることとなりました。

しかし、今後もさらなる感染症予防対策に取り組む必要があり、自治協の事業実施についても役員及び理事会において十分検討して取り組んでいくことをご理解ください。

事務局：崎辺地区公民館内  
場所：佐世保市十郎新町3番7号  
☎：(0956) 27 - 2170  
E-mail：[sakibe-ziti@tvs12.jp](mailto:sakibe-ziti@tvs12.jp)

めざそう！ 緑と海に囲まれた  
美しいまち 輝っと「さきベ」

## 令和2年度の「5ヶ町会長会」を開催しました！



新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、崎辺地区自治協議会を構成する5ヶ町の「令和2年度定期総会」の開催が大幅に遅れ、各町の役員体制が決定できない状況にありました。6月に入り、各自治会・公民館・町内会の会長が決定したことを受け、6月19日(金)に「5ヶ町会長会」を開催しました。

例年であれば理事会で協議のうえ、定期総会で審議・決定することになっていますが、今年度は規約第12条(4)の理事会「総会をやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること」に基づき、理事会において令和2年度の崎辺地区自治協議会の役員体制・事業計画・予算等を決定することとなりました。

会長会では、「規約の一部改正」や「令和2年度事業計画」の案について協議が行われ、総会代行として位置づける令和2年度第1回理事会を、

**6月29日(月)19時より 崎辺地区公民館で開催**することが決定されました。なお、総務部会構成員の5ヶ町の新会長・館長及び婦人部長は次のとおりです。

- ◆ 東浜町一組自治会  
会長：大村 徹男      婦人部長：祖母井順子
- ◆ 東浜町二組自治会  
会長：松本 明秀      婦人部長：今里 由美(予定)
- ◆ 東天神町公民館  
館長：河野 茂樹      婦人部長：谷山 泰子
- ◆ 西天神町公民館  
館長：金子 孝成      婦人部長：日高 直子
- ◆ 十郎新町町内会  
会長：伴 義江      婦人部長：吉田 安子

※ 理事会の構成員は、役員・総務部員・各部会長となっています。



# こんなことを「定期総会」で決定します！

6月29日(月)に開催される「令和2年度 崎辺地区自治協議会 定期総会」の内容を紹介いたします。なお、来月号において決定された内容を詳しくお伝えする予定です。

## 【次第】

- 1 開会挨拶
- 2 崎辺地区自治協議会 会長挨拶
- 3 担当コーディネーター紹介（市民生活部 コミュニティ・協働推進課）
- 4 議長選出
- 5 議事
  - (1) 第1号議案 令和元年度 事業報告に関する件
  - (2) 第2号議案 令和元年度 決算報告並びに監査報告に関する件
  - (3) 第3号議案 規約の一部改正に関する件
  - (4) 第4号議案 令和2年度 役員の承認に関する件（新役員紹介・挨拶）
  - (5) 第5号議案 令和2年度 事業計画（案）に関する件
  - (6) 第6号議案 令和2年度 予算（案）に関する件
- 6 その他 「自治協議会事務局職員の選任」について（規約第16条第3項による）
- 7 閉会挨拶



※ 添付資料 ①「規約および細則」 ②「組織図」 ③「地域コミュニティ計画」

## 規約の一部改正について

今回の総会では、第3号議案として「規約の一部改正案」が提案されます。その内容は次のとおりです。

- 【1】 規約第2章第6条(役員)の(2)  
「副会長 **4名**」を → 「副会長 **若干名**」に改める。
- 【2】 規約第2章第6条(役員)の第2項  
「~~監事を除く~~役員は、理事会の理事を兼務できる。」の二重線部分を削除し、  
→ 「役員は、理事会の理事を兼務できる。」に改める。
- 【3】 規約第2章第7条(役員)の(4)  
「監事は、自治協の**会計監査の事務**を担当する。」を  
→ 「監事は、自治協の**会計及び業務の監査**を担当する。」に改める。

※ 3項目の改正により、組織図の「理事会の構成員の表記」も変更される予定です。

## ◆ 日常生活を営む上での基本的な生活様式(新しい生活様式の実践例から) ◆

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- 身体的距離の確保
- 「3密」も回避(密集、密接、密閉)
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。

発熱または風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養。

